

物価高騰対策学校給食費支援事業給付金交付要綱

令和5年6月26日

教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援事業として、学校給食費の保護者負担軽減のために給付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付の対象者は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

(1) 町立小中学校に在籍する児童・生徒

(2) 町立幼稚園に在籍する園児

2 給付金の交付を受けられる者は、第2条第1項に該当する学校長及び園長とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、児童・生徒・園児1人につき月額500円とする。

(給付金の申請)

第4条 給付金を申請する学校長及び園長は、毎月1日を基準日として学校給食費給付金請求書(様式第1号)を作成し、教育委員会を經由して町長に提出しなければならない。

(給付金の交付)

第5条 町長は第4条の請求があったときは、速やかに給付金を交付しなければならない。

(給付金の取消し)

第6条 第2条第1項に規定する児童生徒及び園児でなくなったときやこの要綱に違反した場ときは、給付金の交付を取消すものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則 (令和5年12月25日教育委員会告示第7号)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受付がなされた給付金については、その効力を有する。